

議案第 25 号

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

平成 27 年 2 月 16 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

1	教育委員会委員長	月額	100,000 円
2	教育委員会委員	月額	82,000 円

」を

「

1	教育委員会委員	月額	82,000 円
---	---------	----	----------

」に改め、

第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同表中

「

7	議会の議員から選任された監査委員	月額	59,000 円
---	------------------	----	----------

」を

「

6	議会の議員から選任された監査委員	月額	58,000 円
---	------------------	----	----------

」に改め、

同表中第 8 号を第 7 号とし、第 9 号から第 69 号までを 1 号ずつ繰り上げ、第 133 号を第 134 号とし、第 70 号から第 132 号までを 1 号ずつ繰り下げ、これらの号の前に次の 2 号を加える。

69	歯と口腔の健康づくり推進協議会委員	日額	7,000 円
70	予防接種健康被害調査委員会委員	日額	7,000 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(教育委員会委員長に関する経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の場合において、この条例による改正後の松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定の適用については、別表中

「

1	教育委員会委員	月額	82,000 円
---	---------	----	----------

」とあるのは、

「

1	教育委員会委員長	月額	100,000 円
	教育委員会委員	月額	82,000 円

」とする。